

《全文》

【文献番号】 25446511

文書不開示決定処分取消等請求事件
最高裁判所第二小法廷
平成24年(行ヒ)第33号
平成26年7月14日判決

主 文

本件上告を棄却する。
上告費用は上告人らの負担とする。

理 由

上告代理人清水英夫ほかの上告受理申立て理由(ただし、排除されたものを除く。)について

1 本件は、上告人らが、行政機関の保有する情報の公開に関する法律(平成21年法律第66号による改正前のもの。以下「情報公開法」という。)に基づき、外務大臣に対し、琉球諸島及び大東諸島に関する日本国とアメリカ合衆国との間の協定(昭和47年条約第2号)の締結に至るまでの日本国政府とアメリカ合衆国政府との上記諸島の返還に伴う財政負担等をめぐる交渉(以下「本件交渉」という。)の内容に関する文書である原判決別紙1行政文書目録1記載の各文書の開示を、財務大臣に対し、同じく本件交渉の内容に関する文書である原判決別紙2行政文書目録2記載の各文書(以下、原判決別紙1行政文書目録1記載の各文書と併せて「本件各文書」という。)の開示を、それぞれ請求したところ、上記各文書につきいずれも保有していないとして不開示とする旨の各決定(以下「本件各決定」という。)を受けたため、被上告人を相手に、本件各決定の取消し等を求める事案である。

2 情報公開法において、行政文書とは、行政機関の職員が職務上作成し、又は取得した文書、図画及び電磁的記録であって、当該行政機関の職員が組織的に用いるものとして、当該行政機関が保有しているものをいうところ(2条2項本文)、行政文書の開示を請求する権利の内容は同法によって具体的に定められたものであり、行政機関の長に対する開示請求は当該行政機関が保有する行政文書をその対象とするものとされ(3条)、当該行政機関が当該行政文書を保有していることがその開示請求権の成立要件とされていることからすれば、開示請求の対象とされた行政文書を行政機関が保有していないことを理由とする不開示決定の取消訴訟においては、その取消しを求める者が、当該不開示決定時に当該行政機関が当該行政文書を保有していたことについて主張立証責任を負うものと解するのが相当である。

そして、ある時点において当該行政機関の職員が当該行政文書を作成し、又は取得したことが立証された場合において、不開示決定時においても当該行政機関が当該行政文書を保有していたことを直接立証することができないときに、これを推認することができるか否かについては、当該行政文書の内容や性質、その作成又は取得の経緯や上記決定時までの期間、その保管の体制や状況等に応じて、その可否を個別具体的に検討すべきものであり、特に、他国との外交交渉の過程で作成される行政文書に関しては、公にすることにより他国との信頼関係が損なわれるおそれ又は他国との交渉上不利を被るおそれがあるもの(情報公開法5条3号参照)等につき、その保管の体制や状況等が通常と異なる場合も想定されることを踏まえて、その可否の検討をすべきものというべきである。

3 これを本件についてみるに、前記1の開示請求において本件交渉の過程で作成されたとされる本件各文書に関しては、その開示請求の内容からうかがわれる本件各文書の内容や性質及びその作成の経緯や本件各決定時までに経過した年数に加え、外務省及び財務省(中央省庁等改革前の大蔵省を含む。)におけるその保管の体制や状況等に関する調査の結果など、原審の適法に確定した諸事情の下においては、本件交渉の過程で上記各省の職員によって本件各文書が作成されたとしても、なお本件各決定時においても上記各省によって本件各文書が保有されていたことを推認するには足りないものといわざるを得ず、その他これを認めるに足りる事情もうかがわれない。

4 以上によれば、本件各決定は適法であるとして、上告人らの請求のうち、本件各文書の開示決定をすべき旨を命ずることを求める請求に係る訴えを却下し、本件各決定の取消しを求める請求を含むその余の請求を棄却すべきものとした原審の判断は、是認することができる。論旨は採用することができない。

よって、裁判官全員一致の意見で、主文のとおり判決する。
(裁判長裁判官 千葉勝美 裁判官 小貫芳信 裁判官 鬼丸かおる 裁判官 山本庸幸)

ワクチン接種歴別の新規陽性者数（7/1-7/17）

	未接種			2回目接種済み (3回目接種済みを除く)			3回目接種済み			接種歴不明
	新規陽性者数 (7/11-7/17の合計)	未接種者数 (7/17時点)	10万人あたりの新規陽性者数	新規陽性者数 (7/11-7/17の合計)	2回目接種者数 (3回目接種者数を除く) (7/17時点)	10万人あたりの新規陽性者数	新規陽性者数 (7/11-7/17の合計)	3回目接種者数 (7/17時点)	10万人あたりの新規陽性者数	新規陽性者数 (7/11-7/17の合計)
0-11歳	83,304	10,702,008	778.4							
12-19歳	19,220	2,177,023	882.9	30,575	3,846,574	794.9	11,699	2,917,567	401.0	19,190
20-29歳	15,855	2,403,781	659.6	31,268	4,306,981	726.0	31,015	6,012,155	515.9	19,497
30-39歳	13,648	2,811,723	485.4	26,493	4,202,769	630.4	33,461	7,281,233	459.6	20,447
40-49歳	9,882	3,141,838	314.5	22,562	4,249,005	531.0	41,775	10,965,616	381.0	19,536
50-59歳	5,479	1,251,177	437.9	10,391	2,591,318	401.0	35,955	12,922,885	278.2	12,128
60-64歳	1,262	616,652	204.7	1,988	604,356	328.9	13,225	6,177,151	214.1	3,754
65-69歳	687	1,033,539	66.5	953	363,017	262.5	10,665	6,687,911	159.5	3,109
70-79歳	1,179	865,189	136.3	1,342	595,475	225.4	17,222	14,734,058	116.9	4,954
80-89歳	626	51,335	1219.4	812	413,436	196.4	8,732	8,562,739	102.0	3,081
90歳以上	277	-	-	310	141,847	218.5	3,291	2,249,696	146.3	1,467

※ HER-SYSに登録されている新規陽性者を、不明を含むワクチン接種歴の有無で分けて集計し、報告日における新規陽性者数の7日間の合計を算出。（データは7月19日参照。データは日々更新され、今後最新のデータが反映される。）

※ ワクチン接種歴が未記入の場合、令和4年4月20日までのADB提出データでは未接種に分類していたが、5月11日以降のADB提出データでは接種歴不明に分類している。

※ HER-SYSに年齢情報がない者は含まれない。また、日本最高齢（令和4年7月19日現在）を上回る年齢で届出があった者はいずれにも含まれない。

※ 新規陽性者には無症候感染者も含まれる。

※ 10万人あたりの新規陽性者数は、7日間の新規陽性者数の合計を期間の最終日（7/17）のワクチン接種の有無で分けた人数で割り人口10万人対に換算したものであり、結果の解釈には留意が必要。

※ ワクチン接種者数は、ワクチン接種記録システム（VRS）に報告されている報告データに基づき算出。（データは7月19日参照。データは日々更新されるため、接種から記録されるまでにはタイムラグがあり、今後最新のデータが反映される。）

※ 未接種者数は各年代の人口の総計から接種済みの人数を引いて算出。また、年齢階級別人口は、首相官邸ホームページの公表データを使用（総務省が公表している「令和3年住民基本台帳年齢階級別人口（市区町村別）」のうち、各市区町村の性別及び年代階級の数字を集計したものを利用。）。

※ 接種済みの人数が年齢階級別人口を超える場合は、未接種者数及び10万人あたりの新規陽性者数を“-”で示す。

※ 令和4年6月30日に発生届様式が変更されたため、同年7月1日以降のデータでは、変更後の発生届様式に基づくHER-SYSデータを使用して集計している。

表記の期間内に発生した新規陽性者数を単純に集計したものであり、ワクチン接種から検査までの期間が考慮されていないこと、新型コロナウイルスの感染歴等の背景因子が異なる可能性があること等から、本データによりワクチン接種による予防効果が明らかになるものではない。なお、ワクチン接種については、有効性の分析を行った学術論文等に基づいて、厚生科学審議会での議論を経て決定されており、本データに基づいて決定されているものではない。

コロナ感染陽性者のワクチン接種回数と致死率 (2021年7月)

コロナ陽性患者	未接種者 致死率		1回接種者 致死率		2回接種者 致死率	
90歳以上	8.45 %	18/213	3.39%	2/59	1.03%	1/97
80-89歳	5.42 %	39/719	5.53%	12/217	2.03%	6/296
70-79歳	1.68 %	23/1,366	2.04%	11/538	1.03%	4/387
65-69歳	1.31 %	13/991	0.60%	2/334	0.49%	1/203
60-64歳	0.32 %	10/3,098	0%	0/715	0.85%	1/117
55-59歳	0.16 %	9/5,728	0.13%	1/787	0%	0/117
50-54歳	0.18 %	15/8,257	0%	0/806	0%	0/146
45-49歳	0.083%	8/9,588	0.14%	1/726	0%	0/132
40-44歳	0.030%	3/9,847	0.18%	1/568	0%	0/127
30-39歳	0.018%	4/22,764	0.09%	1/1,063	0%	0/244
19-29歳	0.002%	1/41,375	0%	0/1,605	0%	0/352
18歳以下	0%	0/16,394	0%	0/101	0%	0/11
全年齢	0.12%	143/120,340	0.41%	31/7,519	0.58%	13/2,229
65歳以上	2.83%	93/3,289	2.35%	27/1,148	1.22%	12/983
65歳未満	0.04%	50/117,051	0.06%	4/6,371	0.08%	1/1,246

注) 期間を絞った調査結果であり、特に65歳未満においては死亡者数が少ないことに留意が必要である
年齢区分での感染者数が大きく違うため、全年齢での比較よりも、各年齢区分での比較が望ましい

※ HER-SYSデータ集計値 死亡数は8月31日時点で集計 死亡の入力率は7割程度である点に留意が必要